

土地貸付等に係わる調査及び事務の手数料の新設について

大町・鹿島担当区事務所○筒 木 文 治
高瀬 “ 永 井 隆 雄

要 旨

公益的機能の果す役割の大きい国有林を持つ大町営林署は、担当区業務も管理業務が非常に多く、特に貸付・使用に係わるものが大半を占めている。

その中で「土地貸付等の申請に係わる調査や業務の手続き上の経費」について調査、説明し、これを手数料として徴収する制度を新設するよう提起する。

は し め に

現在の国有林の厳しい財務状況を認識し経営改善に向けての、自助努力による収入確保の一端を考え、日常業務を通じ常に疑問を抱いている管理業務の中の、一番多い貸付等の業務で、その申請によって発生する調査や、事務といった、手続きに要した経費について説明しながら考察する。

I 大町営林署を取巻く環境

当署管内は観光市町村を背景に、ダムの街、アルプス、避暑地、スキーのメッカとして、更に温泉等を主体とした観光開発が進み脚光を浴びている。また、国有林への入込者も200万人を超える状況になっている。加えて、水力発電、治山、治水業務等々が管内各地で行われており、更に、今年から岩岳スキー場も開設され、あれこれと国有林も有効活用され、それに伴って管理業務が担当区から署を通じ大きな業務量となっている。

II 取組みに至った動機

1. 国有林野の貸付・使用に係わる調査や事務の手続きに要する経費は、貸付・使用料には含まれず、現在無料で行われている。

貸付・使用料は、その時の土地価で算定された土地貸付けに対する使用料のみと判断され、最低料金を定めた管理規程29条の料金から判断しても、現行貸付・使用料には手数料的なものは含まれていないと見る。

2. 総て、税金、交付金等で運営される市町村役場等でも証明書類を発行するのにも有料である。

3. 病院の診察料と、診断書の料金は別であるように、手数料的なものは別立てになっているのが一般的な通例で、そういう点から、国有林の場合もこの手数料を創設しても自然ではないかと思われる。

4. 営林署では、入林許可書、工事施行承認なども無料で発行されている。

5. 収入確保について、管理面でも色々な面から見直しをするべく力点を置くべきと考える。

以上の事柄が動機になっている。

III 実態調査

そこで、前述の考えの上に立って、その業務内容を手数料として徴収した場合、署全体でいくらに

なるかを実行結果から調査を行い試算してみた。

1. 調査方法

表一 1, 2, 3のとおり

表一 1 61年担当区別貸付使用件数

| 担当区名 | 無償 | 有償 | 計 |
|------|----|----|----|
| 松川 | | 1 | 1 |
| 高瀬 | 1 | 33 | 34 |
| 鹿島 | 4 | 19 | 23 |
| 白馬 | 6 | 21 | 27 |
| 小谷 | 3 | 1 | 4 |
| 坂川 | | 5 | 5 |
| 計 | 14 | 80 | 94 |

備考: 1. 件数の中には無料利用も含む

2. 1件の中には数種の関連用途を含むものが多い

61年1月1日現在大町署全体件数

| 担当区 | 松川 | 高瀬 | 鹿島 | 白馬 | 小谷 | 坂川 | 合計 |
|------|----|----|----|----|----|----|-----|
| 貸付件数 | 2 | 48 | 47 | 51 | 14 | 9 | 171 |

表一 2 61年貸付使用の主たる用途

| | |
|-------|----------|
| 砂防堰堤 | トロリーバス施設 |
| 通路 | 水害予防施設 |
| 送電線 | ずい道 |
| 道路 | 電柱 |
| 駐車場 | 配電線 |
| 建物 | 鉄塔 |
| 水道施設 | 電気事業用地 |
| 温泉源 | 索道 |
| 山小屋 | カモシカ園 |
| キャンプ場 | |

表一 3 61年新規・継続別経費算出根拠

| 所要時間 経費 | 例1 新規 用途建設者(松本砂防)麓川2号 砂防ダム | | 例2 継続 高瀬担当区 用途東京電力幹線路敷 | | | |
|---------------------|----------------------------------|----------------------|---------------------------|----------|----------------------|--------|
| | 所要 時間 | 定員内1 H当たり 平均単価 | 所要経費 | 所要 時間 | 定員内1 H当たり 平均単価 | 所要経費 |
| 調査項目 | | | | | | |
| (1) 踏査 | 8 | 1,696 | 13,568 | | | |
| (2) 図面に基づく 現地調査 | 8 | 1,696 | 13,568 | 4 | 1,696 | 6,784 |
| (3) 支障水調査 | 16 | 1,696 | 27,136 | | | |
| (4) 収権調査 復命書 | 12 | 1,696 | 20,352 | | | |
| (5) 跡地検査 | 4 | 1,696 | 6,784 | | | |
| (6) 図面検算等 | 6 | 1,696 | 10,176 | 4 | 1,696 | 6,784 |
| (7) 貸付使用調査 報告書作成 | 4 | 1,696 | 6,784 | 2 | 1,696 | 3,392 |
| (8) 署担当事務 | 16 | 1,696 | 27,136 | 5 | 1,696 | 8,480 |
| (9) 出張旅費 | | 850円×4回 630円×1回 | 4,030 | | 550×1回 | 550 |
| 小計 | 74 | | 129,534 | 15 | | 25,990 |
| (10) 諸経費 (10%) | | | 12,953 | | | 2,599 |
| 小計 | | | | | | |
| 合計 | 74 | | 142,487 | 15 | | 28,589 |

(註) ○ 1H当たり単価は大町署の定員内全職員の平均で制展化された課手当を含む。

○ 署担当事務には、管理係、収権係、保安林係等の関連業務を含め。

○ 経費は、打合せ、突合、電話等の区分けが出来ない雑費である。

2. 調査結果

表一3の方法により、抽出法によって行い、特に、所要時間については、申請書類の誤り、集計及び検算時の間違い、再調査等の時間は、手数料の対象から除き経常業務の所要時間だけとし、更に、平準化を図って試算した。

表一4の試算結果で見ると年間総額では約484万円となった。

表一5は、署の許認可書類を再調査したもので、これ等は種々な意見が予測され金額が特定できないので試算はしなかったが、ただ、無料で行われているため提起したものである。

以上が調査結果である。

IV 考察

前記試算結果から述べられることは、

1. 経費試算総額484万円の、当署の61年、貸付・使用料総額1,579万円に対する比率は、31%に相当する。

表-4 61年貸付使用手続の抽出試算総額

| 抽出 貸付地 調査 項目 | 新 規 | | 継 続 | | 一 時 | |
|-----------------------|----------------------|-----------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------|
| | 鹿島担当区 昭和電工 通路敷 | 高瀬担当区 奥道管期 防止壁敷 | 鹿島担当区 陸電トロッ ーバス用地 | 高瀬担当区 晴嵐庄 (山小屋) | 鹿島担当区 陸電水害 予防施設 | 高瀬担当区 資材置場敷 |
| (1) 踏査 | 4 時間 | 4 時間 | 時間 | 時間 | 4 時間 | 時間 |
| (2) 図面に基 づく現地調査 | 8 | 4 | 8 | 8 | 8 | 4 |
| (3) 支障不調 査 | | 8 | | | 6 | |
| (4) 取壊調査 復命書 | | 4 | | | 4 | |
| (5) 跡地調査 | | 4 | | | 8 | 4 |
| (6) 図面換算 等 | 8 | 4 | 6 | 4 | 4 | 2 |
| (7) 貸付使用 調査報告書作成 | 4 | 4 | 2 | 2 | 4 | 4 |
| (8) 審判当 事務 | 8 | 16 | 6 | 6 | 16 | 8 |
| (9) 出張旅費 | 1,480 | 1,650 | 990 | 860 | 3,510 | 1,100 |
| 小 計 | (32H) 55752 | (48H) 83258 | (22H) 38302 | (20H) 34780 | (54H) 95074 | (22H) 38412 |
| (10) 諸経費 | 5,575 | 8,306 | 3,830 | 3,478 | 9,509 | 3,841 |
| 小 計 | | | | | | |
| 合 計 | 61,327 | 91,364 | 42,132 | 38,258 | 104,603 | 42,253 |

一件当たり $\frac{61327円 + 91364円}{2}$ $\frac{42132円 + 38258円}{2}$ $\frac{104603 + 42253}{2}$
 平均経費 $= 78346円$ $= 40195円$ $= 73428円$
 61年取扱件数 22件 64件 8件
 61年試算総額 $1679612円$ $2572480円$ $587424円$
 (1679612円 + 2572480円 + 587424円 = 4,839,516円) 約484万円

(注)一時貸付の、1件当たり経費は鹿島に比較的大きなもの一件であったため割高になったきらいがある。

表-5 61年許認可件数

| | |
|-----------|------|
| 入 林 許 可 書 | 70件 |
| 工事施工許可承認書 | 30件 |
| 計 | 100件 |

2. この経費は、調査から契約に至るまでの、前段に要した手続き上の費用で既定の貸付・使用料に加算して徴収するものである。

3. この経費が、収入に結びついた場合は企業の経営と、職場の活性化が図られるものと確信する。

4. 現行特別会計制度の理念からしても、この手数料の徴収は当然であり、また、当署のように公益的機能の果た役割の大きい国有林野を維持管理して行くためには不可欠で早急に制度化すべきと考ええる。

おわりに

この発表は、ある種の研究を重ねて、その成果を発表するもので、事務改善でもない、また、国有林野事業が一般会計制度で行っている場合は、このような発想も出ないし、必要もない。

独立採算制度を探る、今日的厳しい状況を迎えての業務改善の一端として提起したものである。

本機会を通じ、ご判断を仰ぎ、とりあえず、この手数料の新設が制度化されることを期待し発表するものである。